

第2回理事会決議事項・・・(理事会での決定事項) H25年6月9日

参加理事、鈴木照美。日沖ますみ、井岡智子
鈴木里美、浅井好恵

- 1、細則の変更の承認 理事全員の同意により決定
第11条代表委員会、災害対策委員長と子育て女性健康支援センター長の分離
第21条3項災害対策委員長は会長が兼任する
の変更の承認
別紙1、の会費の変更の承認
別紙2、組織図の変更の承認
- 2、定款の変更の承認 理事全員の同意により決定
第38条4項 条文の追加
第20条2項 条文の削除
第22条3項 条文変更 登記の承認
- 3、各部会の勉強会の実施方法について 理事全員の同意により決定
1) 部会員、全員にお知らせして、定員何名でいっぱいになった。というように事前に、全員に知らせる。
2) 名簿・・・役員用と一般用とできるだけ早く作り直す
3) 各部会で開催するなら、代表委員会は無理でも、会長及び副会長には事前に開催する旨を知らせておく。三重県助産師会の名称を使用する場合、及び部会の勉強会として行うとき。・・・小規模のグループ、2～3名程度ならその限りではない。
4) その勉強会の料金設定は、その会で決めてよい。
- 4、各委員会の委員の兼務について 理事全員の同意により決定
現状では兼務は認めるし、兼務でなければ実際問題としてやっていけない。
定款、細則に兼務の禁止が明記されている委員の場合は除く。

H25年6月9日 書記(常務理事) 浅井好恵

署名 代表理事

理事

理事

理事

(定款変更)

平成25年 6月 9日 以下の条文を変更決議した。

第38条4項追加 H23年9月17日総会決議

4、当法人は、剰余金は全員に分配をすることはできない。

第20条2項削除 H25年本部の選出方法の改正

第22条3項変更 H25年4月28日総会決議

3、代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、1名を専務理事
1名を常務理事とすることができる。

以上

平成25年 6月 9日

変更時役員

代表理事	(会長)	鈴木照美
理事	(副会長)	日沖ますみ
理事	(副会長)	井岡智子
理事	(専務理事)	鈴木里美
理事	(常務理事)	浅井好恵
監事		山本久代
監事		田端千津子

平成25年 6月21日 法務局変更登記済